

林道「筒野第一支線」で発生した事故に係る訴訟について

【事故概要】

工事名	復旧治山事業権現谷地区治山工事 (福岡県飯塚農林事務所発注)
工期	平成30年9月12日から令和2年3月19日まで
発生日時	令和2年1月21日(火) 午後1時頃
場所	林道筒野第一支線内
発生状況	権現谷地内での谷止工型枠設置において型枠の吊り上げ作業の必要が生じたため、クレーン車で工事箇所に向かっている途中の林道筒野第一支線を走行中に道路下約6メートル下の農地に転落したもの。転落により、クレーン車が損傷、運転者が負傷。

【事故後の経緯】

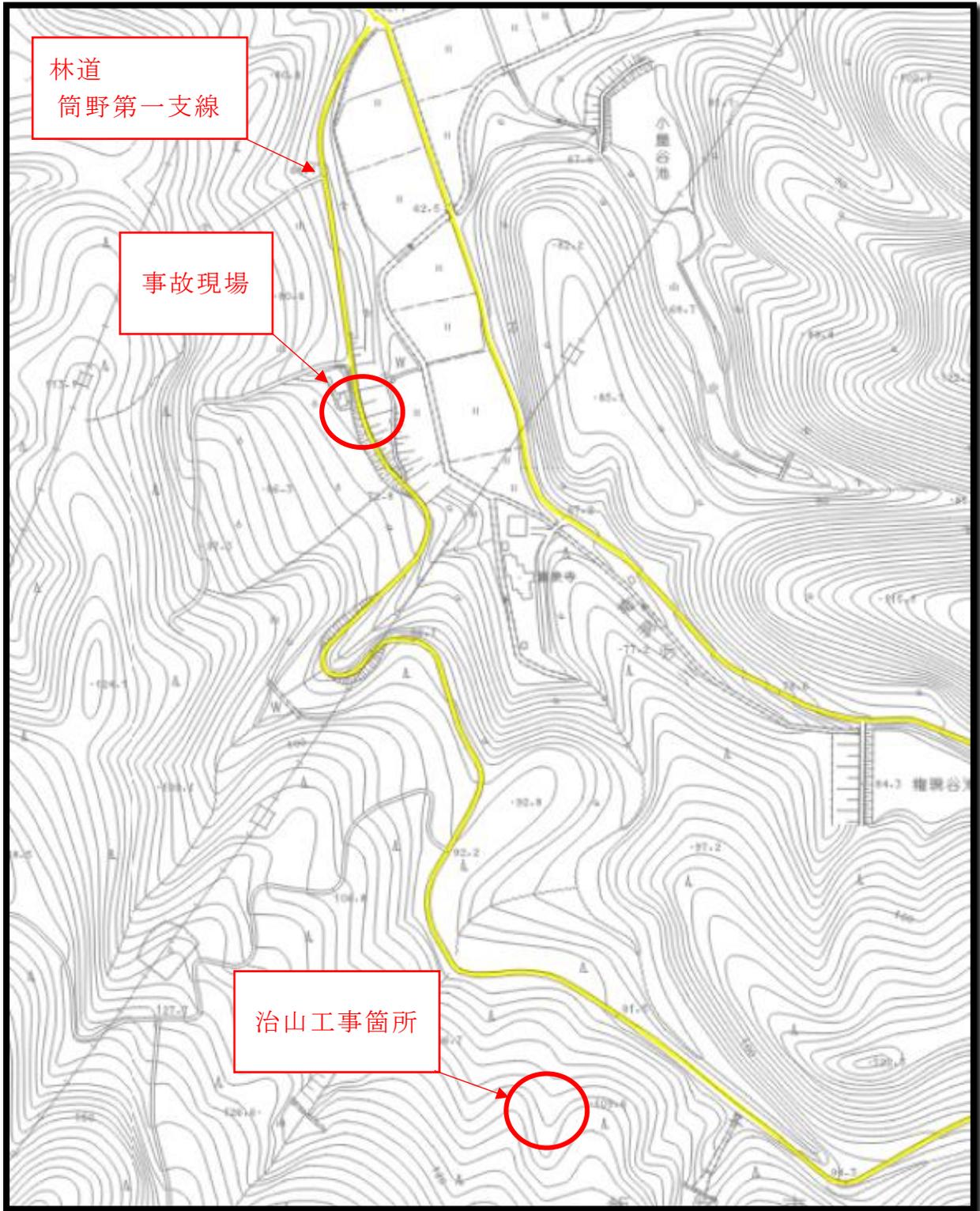
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(クレーン車所有者と保険契約締結)より委任を受けた「弁護士法人上野光典総合法律事務所」から、催告書が市に送付され、令和5年1月17日付で受理。

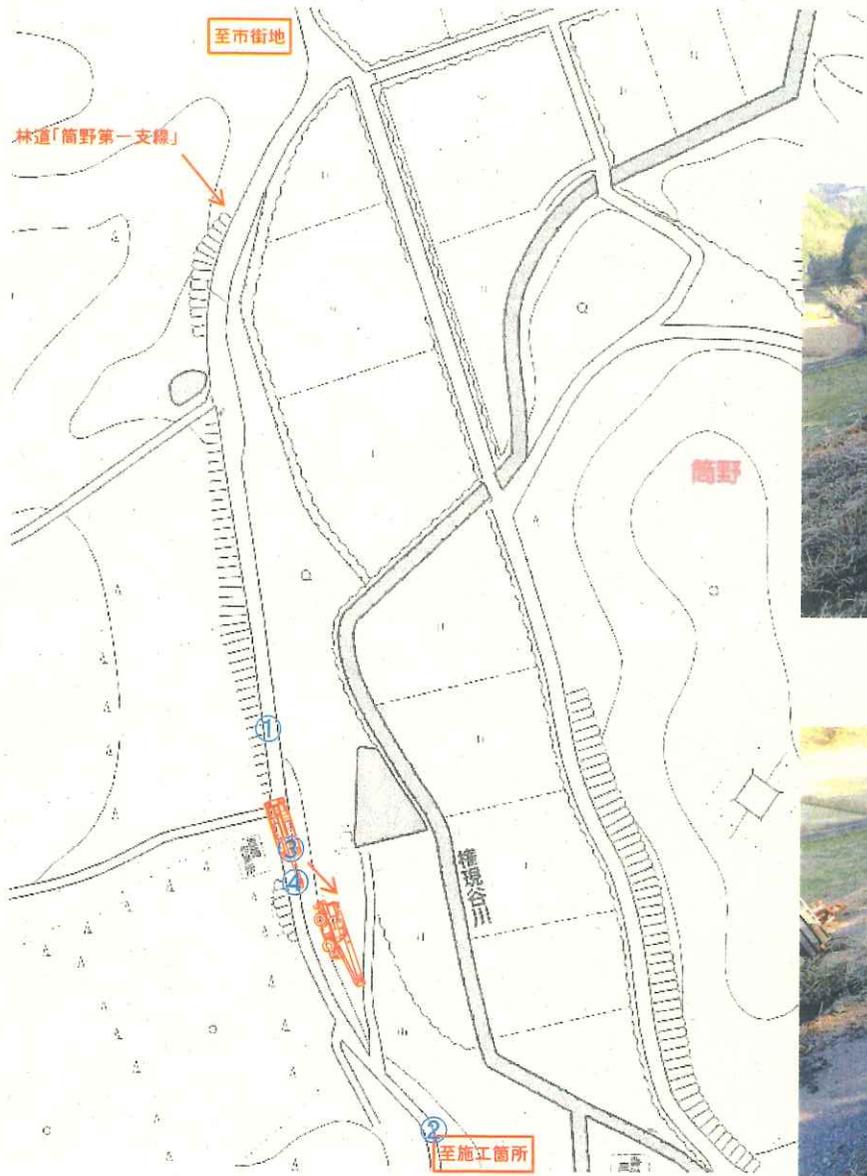
催告書の内容は、「本事故については林道管理の義務を怠ったことにより発生したものと推測される」というものであったが、林道の管理について市の瑕疵はない旨を回答。

【訴訟の概要】

責任原因	事故現場である林道を管理する飯塚市は、工事関係車両の走行時における運行の安全性を確保する義務を怠ったため、国家賠償法第1条第1項、同法第2条第1項に基づき賠償責任を負う。
連帯被告	福岡県(飯塚農林事務所)
損害賠償	連帯して17,466,996円及びこれに対する令和4年4月20日から支払済まで年3分の割合による金員の支払い 印紙代74,000円 予納郵便料8,000円

【位置図】





①



②



③



④

